

第 11 号議案

令和4年度に滋賀県立中学校において使用する教科用図書(種目 社会(歴史的分野)に限る)を採択するための基本方針について

令和4年度に滋賀県立中学校において使用する教科用図書(種目 社会(歴史的分野)に限る)を採択するための基本方針について、次のとおり定める。

令和3年5月 14 日

滋賀県教育委員会

別紙のとおり

**滋賀県立中学校において令和4年度に使用する教科用図書
(種目 社会(歴史的分野)に限る)の採択に関する基本方針**

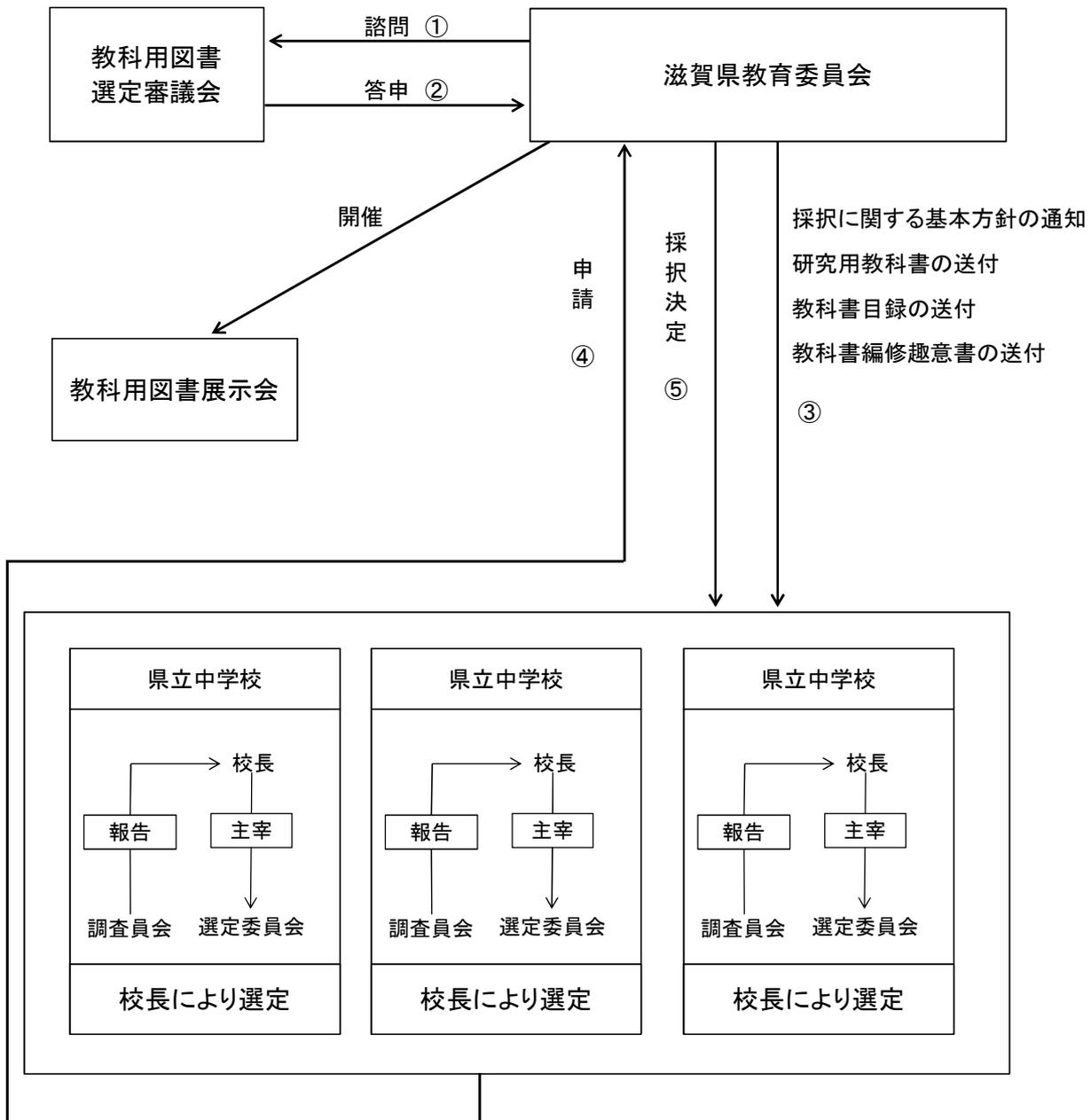
- 1 義務教育諸学校で使用する教科用図書(以下「教科書」という。)の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて適正に実施するものとする。
- 2 採択にあたっては、令和3年3月30日付け2文科初第2012号「教科書採択における公正確保の徹底等について(通知)」、令和3年3月30日付け2文科初第2011号「教科書採択の公正確保について(通知)」および令和3年3月30日付け2初教科第67号「令和4年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」に基づき、専門的な教科書研究の充実を図るとともに、適正かつ公正な採択および開かれた採択を確保するものとする。
- 3 校長は、新たに文部科学大臣の検定を経た教科書のある種目について、採択に係る調査のため調査委員会を置くものとする。
調査員は、「中学校教科用図書選定に必要な資料(令和3年度作成)」を十分活用し、専門的かつ十分な調査を行い、その結果を校長に報告するものとする。
- 4 校長は、調査委員会からの報告を受け、選定委員会を主宰し、教科書の選定を行い、その結果を滋賀県教育委員会へ申請するものとする。
選定委員会は、中学校学習指導要領の趣旨および各教科の「目標」や「内容」を十分に踏まえ、学校の教育目標ならびに各観点等に対応した適切な教科書の選定について検討するものとする。
- 5 県教育委員会は、校長からの申請を受け、令和4年度に滋賀県立中学校において使用する教科書の採択を行うものとする。

滋賀県立中学校令和4年度使用教科用図書（種目 社会（歴史的分野）に限る）の採択に関する実施要項

「滋賀県立中学校において令和4年度に使用する教科用図書の採択に関する基本方針」に基づき、適正かつ公正な教科用図書（以下「教科書」という。）の採択を行うために必要な事項を定める。

- 1 県教育委員会は、あらかじめ教科書の採択に関する基本方針、実施要項および「選定に必要な資料」（研究調査観点、選定のための参考となる資料）を校長に通知するものとする。
- 2 校長は、県立中学校教員および併設高等学校教員等のうちから調査員を任命または委嘱するものとし、調査員会は、「選定に必要な資料」に基づいて調査を行い、その結果を校長に報告するものとする。
- 3 校長は、調査員会からの報告を受け、選定委員会を主宰し、適正かつ公正に教科書の選定を行い、その結果を滋賀県教育委員会に申請するものとする。
- 4 選定委員会は、県立中学校の教頭、教諭、併設高等学校の教頭、教諭のうちから校長が任命した者、および校長が委嘱した保護者代表等で構成するものとする。
- 5 県教育委員会は、校長からの申請を受け、「滋賀県立中学校において令和4年度に使用する教科用図書の採択に関する基本方針」に基づき、「中学校用教科書目録（令和4年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択を行うものとする。

滋賀県立中学校 令和4年度使用教科用図書採択の仕組み



- ①② 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第11条
- ③ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第10条
- ④⑤ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条

採択の時期 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 第14条